

技術研究組合 F C - C u b i c 公的研究費の不正防止計画

2023 年 12 月 20 日
統括管理責任者決定

技術研究組合 F C - C u b i c では、「技術研究組合 F C - C u b i c 公的研究費の管理・監査体制に関する規程」及び「技術研究組合 F C - C u b i c 公的研究費の管理・監査の基本方針」に基づき、文部科学省等から配分される公的研究費の使用に関する不正防止計画を策定する。

【研究費不正防止計画】

	項目	運営実施体制	備考等
1	コンプライアンス・研究倫理教育の計画化と実施	事務局 業務推進部	年 1 回 規程に基づき
2	アンケート調査の実施		
3	全体説明・個別説明の実施		
4	研究者に対し「誓約書」の提出	業務推進部	採用時 年 1 回 教育の機会において
5	研究不正および公的研究費の不適切使用防止の策	研究所長 副所長	随時
6	経費執行状況の把握	研究所長 副所長 業務推進部	随時
7	適切な発注・検収等手続きの実施	研究所長	随時
8	正確な支払書類の作成・点検	副所長 業務推進部 研究者	随時
9	公的研究費等適切な運用に関する説明会への参加	事務局 業務推進部	開催時に必ず出席
10	ホームページによる内外への公表		体制整備を図る都度
11	内部監査（経理・財務・管理体制・不正防止計画の点検・評価） マニュアルの策定	事務局 内部監査委員会 業務推進部	年 1 回 内部監査の際
12	規程・方針等の見直し	執行会議	法令等改正に伴い随時
13	取引業者に対し「誓約書」の提出	事務局 業務推進部	原則通年のうち 1 回

以上、13 項目の不正防止計画を履行し、常に公的研究費の不正防止に努めるものとする。研究活動における不正行為が発覚した場合、規程に基づき調査委員会等の調査に速やかに入る。

以上